

# 鳥取県西部広域行政管理組合議会全員協議会日程

日 時 令和3年8月10日  
午後2時00分  
場 所 米子市淀江支所 議場

## 1 開 会

## 2 案 件

- (1) 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）のパブリックコメント実施結果の報告について
- (2) 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の報告について

## 3 閉 会



## 資料 1

令和3年8月10日  
鳥取県西部広域行政管理組合  
全員協議会  
ごみ処理施設整備課

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）に  
対するパブリックコメントの結果について

## 1 概要

- (1) 案 件 名 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）  
 (2) 募 集 期 間 令和3年5月17日（月）から令和3年6月15日（火）まで  
 (3) 意見提出者 64名  
 (4) 提出された意見 183件

## ■提出状況

提出方法	人数
意見提出箱へ投函	4
持参	10
郵送	1
FAX	18
電子メール	31
合計	64

## ■市町村別の提出者の状況

市町村	人数	市町村	人数
米子市	31	日南町	5
境港市	11	日野町	2
日吉津村	1	江府町	0
大山町	4		
南部町	6		
伯耆町	4	合計	64

## ■意見区分別の件数

意見区分	件数
(1) 広域処理の基本方針について	1
(2) 広域化・集約化について	37
(3) 地球温暖化防止・脱炭素について	21
(4) ごみ減量化・リサイクル・分別について	21
(5) プラスチックの焼却処理について	12
(6) 施設整備概要について	29
(7) 余熱利用（発電を含む）について	16
(8) 建設・処理費用等の負担について	9
(9) 事業系ごみの減量化について	1
(10) 広域化施設建設用地選定方針について	6
(11) その他	30
合計	183

※ 複数の区分に該当するご意見については、主な内容により振り分けています。

※ 本基本構想（案）の内容に対するものでないご意見については、「(11)その他」にまとめています。

## 2 主なご意見とご意見に対する本組合の考え方

### (1) 広域処理の基本方針について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想案 P44～P45 に広域処理の基本方針が掲げられていますが、(1) ごみ減量化と循環型社会・脱炭素社会形成の推進と、(2) 処理対象ごみの統一による効果的処理の推進、(3) 効率的な施設の設置及び管理運営体制の構築、とは矛盾する方針のように思える。また (1) については、ごみ減量化も循環型社会・脱炭素社会形成の推進もどの様に実現するのかが見えてきません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域処理の基本方針は、鳥取県西部圏域 9 市町村のごみを広域的に処理することにより、人口減少や少子高齢化などに対応した持続可能で安全安心な一般廃棄物処理の実現を目的に定めたものです。</li> <li>基本方針に掲げる「処理対象ごみの統一による効果的処理の推進」において、西部圏域で統一したごみ減量化施策の推進や、可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設の一体的整備等による「効率的な施設の設置及び管理運営体制の構築」により、資源化や余熱利用などの効率的なリサイクル、最終処分量を最小化し環境負荷を低減したごみ処理システムを構築し、「ごみ減量化と循環型社会の形成、脱炭素社会づくりを推進」することとしています。</li> </ul>

### (2) 広域化・集約化について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<p>(主な賛成意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の老朽化の現状の資料を見れば、新規施設の建設の際に、県西部地域において統合した施設建設の検討は、差し迫った課題であると思う。統合施設とすることで、処理施設の高度化、防災上の機能向上、発電によるエネルギーの再利用等を効率的に実施できるようになることを期待する。</li> <li>新しい処理施設は、技術革新など将来を見すえた観点からも、新設は必要であると思う。熱利用による発電や運搬車の EV 化など多角的に物事を捉え、地域に、未来に優しく、接しやすい施設の検討をお願いしたい。</li> <li>施設の集約化を図ることは、将来的なことを考えれば大変有意義であり、是非、早期実現できるよう力を注いでいただきたい。電力の地産地消について、大変素晴らしい取組であり、是非、導入の検討をお願いしたい。</li> <li>今まで点在していた処理場を 1 か所にまとめて効率よく処分するのは、非常に良い考えであり、維持費も安価になると思う。しかし、今までより運搬距離が長くなり、収集効率が落ち、その運営費等にコストがかからないか心配である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新施設は、生活環境や公衆衛生の向上という観点にとどまらず、地震や水害に強く、災害時の電力供給や防災施設（避難所）等の役割を備え、また、地域のエネルギーセンターとしての機能や、環境教育・環境学習の場としての機能を有する地域に多面的な新しい価値をもたらす施設とし、過去のごみ処理施設のイメージを刷新した先進的な施設を整備することとしています。</li> <li>基本構想(案)において、施設を 1 か所に集約した際の 20 年間の収集運搬費は、現体制で処理した場合と比較して、約 3 億 9 千万円の増となりますが、その一方で、20 年間の維持管理費は約 40 億 1 千万円の減となり、施設整備費と合わせると約 60 億 1 千万円のごみ処理コストの削減が可能となると試算しています（下表をご参照ください。）。</li> </ul>

項目	ケース		⑥-①
	現状体制での処理 ④	1施設集約処理 ⑥	
収集運搬費	74億4千万円	78億3千万円	3億9千万円
施設整備費	256億3千万円	232億4千万円	△23億9千万円
維持管理費	191億5千万円	151億4千万円	△40億1千万円
計	522億2千万円	462億1千万円	△60億1千万円

  

(主な反対意見)

- ・ 広域化すると、1カ所に集めるには輸送に時間とコストがかかり過ぎるのではないかと。1カ所にまとめるのではなく、各市町村で管理してください。
- ・ 町内に清掃センターがあり、軽トラックにいろんなものを積み込んで持って行けます。人口の少ない遠方の町にとっては、負担が多いのに不便になる構想なので反対です。
- ・ ごみ処理コストの削減や地球温暖化対策への効果が見込まれるのであれば、必要かと思うが、建設地周辺の自然への配慮、ごみ処理以外の有効活用などは積極的に行っていただきたい。
- ・ 自分の出すごみは自分で始末することを原則とすれば、出来るだけ限られた狭い範囲で処理・処分すべきであり、日野郡3町で協力、共同して一つの処理場の設置を望む。

- ・ 現在の西部圏域のごみ処理体制は、複数の施設（可燃ごみ処理施設5カ所、不燃ごみ処理施設2カ所）が設置・運営されており、効率的な処理や環境負荷、施設の老朽化の面で課題があります。
- ・ 基本構想(案)においては、令和14年度を目標にごみ処理施設を集約し、1カ所に配置することとしており、現状体制において施設の更新を行う場合と比較し、ごみ処理コストは20年間で最大約60億1千万円の削減、二酸化炭素の排出量は年間約2千tの削減が可能となります。
- ・ 日野郡3町の人口は、平成30年度と比較し、令和20年度には40パーセントを上回る人口減少が推計されており、持続可能で安全安心なごみ処理体制を整備するためには、西部圏域全体での施設の集約化が必要となります。
- ・ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化については、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、持続可能な適正処理の確保などについて、中長期的な視点で検討する必要があります。

(3) 地球温暖化防止・脱炭素について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化による災害が多発しており、どうしたらCO<sub>2</sub>が減らせるかみんなで考えなければならない時。ごみをどんどん燃やす処理は、時代に逆行する。</li> <li>・ 燃やしてエネルギーを得るやり方は、燃やす量が増え、CO<sub>2</sub>削減ならず、地球環境を悪化させると思う。CO<sub>2</sub>を減らすようリードして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化防止・脱炭素については、広域処理の基本方針に「ごみ減量化と循環型社会・脱炭素社会形成の推進」を掲げ、西部圏域内のごみの減量化を進めるとともに、資源化、余熱利用などの効率的なリサイクルを推進し、さらには、SDGsの達成に向け、パリ協定や地球温暖化対策計画等に定める環境保全対策の目標・取組を踏まえ、施設を集約化することで、温室効果ガス削減に向けた施設の省エネ化や廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めることにより、循環型社会の形成、脱炭素社会づくりを推進することとしています。</li> <li>・ 1施設集約処理による二酸化炭素の排出量は、現状体制での処理と比較し、年間約2千t、約14パーセ</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場も含めて、新施設は何万平方メートルもの森林を伐採します。それが地球温暖化に拍車をかけることになる。伐採する木は何本になりますか、その分を植林してくれますか。</li> </ul>	<p>ントの削減が可能となることから、広域化・集約化による地球温暖化防止・脱炭素の効果が見込めると判断しています。</p> <p>●基本構想(案)修正事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の設置にあたっては、施設整備に伴う森林等の伐採により、樹木、緑地等の減少が想定されるため、施設の植栽やビオトープの設置、再生可能エネルギー発電(太陽光発電等)について検討することとし、下記のとおり基本構想(案)に追記いたします。</li> </ul> <p>【基本構想案 P75 に挿入】</p> <p>最終処分場の整備に限らず、施設整備にあたっては、施設内での緑地整備や環境保全施設(ビオトープ)の整備、伐採した樹木数相当の植林事業、空きスペースや屋上を利用した再生可能エネルギー発電など、脱炭素社会に向けた積極的な取組が必要となる。</p>
---	---

(4) ごみ減量化・リサイクル・分別について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想案は、第4次循環型社会形成推進基本計画をもとにごみの減量化や資源化などの目標を定めているが、減量化目標を見ても、町計画の目標より低い段階だ。2050年度までの脱炭素社会の実現に向けて、大きく舵を取り直した今、それにふさわしい減量化を定める必要があると思う。</li> <li>境港市、伯耆町、日野町では、生ごみや紙おむつの独自回収を行い、ごみの資源化・減量化に努力している。そもそも、資源化・減量化のためには市民が分別などに協力する必要があるが、各自治体により各市町村民との関係性は異なっているため、広域で一律の取組にするのはなじまない。各自治体が資源化・減量化に取り組み、焼却施設の規模や機能は違うものではないか。</li> <li>プラスチック資源の循環利用は、国の方向性と同じく推進していくべき。何を「資源ごみ」とするのか線引きをきちんとする、決められたことが一般市民に理解できる、多少の努力をしてでも守れるような方策、工夫が重要。</li> <li>基本構想案では、3Rの実施が極めて不十分です。軟プラや布類の分別を進めた方がCO<sub>2</sub>排出量が少ないにもかかわらず、なぜか分別を現状のままとする試算が採用されている。また、基本構想案が目標とする国の第4次循環型社会形成推進基本計画は、2018年6月に閣議決定されており、その後2018年10月に公</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量化・リサイクルについては、広域処理の基本方針に「ごみ減量化と循環型社会・脱炭素社会形成の推進」を掲げ、国の第4次循環型社会形成推進基本計画等に定めるごみ目標排出量の達成に向けて、構成市町村と連携して、西部圏域内のごみ減量化を進めるとともに、資源化、余熱利用などの効率的なリサイクル、最終処分量を最小化し環境負荷を低減したごみ処理システムを構築し、循環型社会の形成、脱炭素社会づくりを推進することとしています。</li> </ul> <p>第4次循環型社会形成推進基本計画目標値(2025年度)</p> <p>1人1日当たりのごみ排出量：約850g/人/日 1人1日当たりの家庭ごみ排出量：約440g/人/日</p> <p>現状の排出量(2018年度)</p> <p>1人1日当たりのごみ排出量：約886.1g/人/日 1人1日当たりの家庭ごみ排出量：約482.1g/人/日</p> <p>令和14年度(2032年度)の目標排出量</p> <p>1人1日当たりのごみ排出量：約825.9g/人/日 1人1日当たりの家庭ごみ排出量：約440.1g/人/日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、分別については、広域処理の基本方針に「処理対象ごみの統一による効果的処理の推進」を掲げており、広域処理の基本となる分別区分については、可能な限り統一することで、無駄のない、効率的なごみ処理を行うこととしています。</li> <li>なお、分別区分の統一に当たっては、地域住民の皆</li> </ul>

開された IPCC1.5℃特別報告書の内容を反映していません。したがって、IPCC1.5℃特別報告書で打ち出された「2050年までに温暖化ガスの実質排出ゼロ」という政府も採用する目標が無視されています。よって、基本構想案の目標値は2032年から2051年稼働予定のごみ処理施設へ適用することはできません。リユース容器への置き換えや包装容器の脱プラスチック化などを含む徹底した3Rの実施を伴う計画が必要です。

- ・ 環境省は、「循環型社会形成推進基本法」で、「循環型社会の姿」として、①廃棄物の発生抑制②再利用③再生利用④熱回収⑤適正処分の順番で利用・処分を位置付け、①から③を優先する位置づけとしている。このうち、④熱回収がリサイクルから除外されれば、①から③を徹底して行う計画が必要。この計画は各市町村と連携を図って行う必要があり、基本構想案は大きく見直しする必要がある。
- ・ ごみの分別を分かりやすく、出来るだけ負担や面倒にならないことを望むが、分別の必要性を正しく理解することが重要。ごみと自然、環境問題との係わりを一人ひとりが認識すれば自らごみの削減や分別の意識が生まれるのでは。特に子供たちにその意識を持たせたい。一人ひとりが認識するための商業やとにかくごみを出さない仕組みづくりの構築が必要であると考えます。

さんのご理解とご協力が不可欠であることから、今後、構成市町村と協議したうえで決定することとしています。

- ・ 広域処理の基本方針において、ごみ減量化、循環型社会形成の推進を掲げ、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用について、積極的に取り組んでいくこととしています。循環型社会形成推進基本法に定める「熱回収」がリサイクルから除外された場合であっても、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用への積極的な取組は変わるものではなく、国の法律や計画を十分に踏まえ、引き続き、構成市町村とともに、ごみ減量化、循環型社会形成の取組を推進していきます。
- ・ 子どもに対する啓発活動は重要であると認識しており、現在、構成市町村や本組合において、小学生などに対するごみの減量化等の啓発活動やエコアイデアコンテスト等の環境問題に関する取組を行っているところです。引き続き、ごみの発生抑制や再使用等の普及啓発及び環境教育について、構成市町村と協力し推進してまいります。

(5) プラスチックの焼却処理について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構想案P56に「環境保全性の面では、硬質プラスチック残渣の焼却処理は、二酸化炭素排出量が増加する」としながら、「硬質プラスチック残渣は、最終処分量削減及び熱回収の観点から、焼却処理するものとした」と結論付けている。しかし、今国会で成立した「プラ資源循環促進法」は、プラごみを焼却する熱回収を減らす一方で、リサイクル量を増やすことを重視している。小泉環境大臣は、「熱回収をリサイクルと叫ばない」と明言し、これに係る交付金等を見直すことに言及している。貴組合が、国の方針変更を予測していたのであれば、それを待って構想案を策定すべきだったのではないかと感じる。</li> <li>・ 軟質プラスチックごみは、市町村で取組の差があり、米子市、境港市は、以前再生利用を行っていましたが、今は焼却しています。この問題は集約化すれば、市部に合わせて軟質プラスチックごみの焼却にとい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想(案)におけるプラスチック類の処理方法については、軟質プラスチック類は構成市町村の現行の分別区分を踏まえた処理方法を想定し、また、硬質プラスチック残渣(不燃ごみ及び粗大ごみの処理残渣)は焼却処理を想定していますが、最終的な処理方法については、国のプラスチック資源循環の動向を注視し、あらためて構成市町村と検討を行うこととしています。</li> <li>・ なお、本基本構想(案)は、プラスチック資源循環に関する国の動向を踏まえ検討・作成していますが、本年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されたことから、今後のプラスチック類の処理方法については、再生利用等の効果や処理コスト、国の財政支援制度などの情報を総合的に勘案して検討する必要があると考えています。今後、国の動向を注視しながら、令和5年度着手予定の施設基本設計に向けて、引き続き構成市町村と検討を行う</li> </ul>

<p>う方向になるのではと危惧されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想案で最も大きな問題点は、気候変動要因であるCO<sub>2</sub>を減らすどころか、増やすことになるのではないかという恐れです。CO<sub>2</sub>削減のためにはプラスチックごみをしっかり回収してリサイクルすることです。あわせて、プラスチックの発生を抑制することも重要です。</li> <li>基本構想(案) P51「軟プラ・布を資源ごみに変更」、P53「焼却→資源化」に賛成。分別徹底の意識は必要で重要。変更の対象市町村が少ないことと、フリーにしてから分別に返すとハードルが高くなる。焼却ありきは、“ごみ発電したいから”では持続可能性から遠ざかるのではないか。間違っって伝わらないように留意されたい。</li> <li>プラスチックの資源循環に関する法律ができた。この法律に則ってごみ問題を考えると、今の計画ではプラスチックが燃やせなくなるのではないか。</li> </ul> <p>・ 廃プラ処理、熱回収にこだわれば、人口減、廃棄物抑制が進む中、分別していたごみを燃やすことにつながる。将来、産廃との混合処理も危惧され、廃プラ処理に反対する。</p>	<p>こととしています。</p> <p>(ご意見に対する補足説明)</p> <p>境港市の軟質プラスチックごみは、従前からこれまで再生利用が行われています。</p> <p>●基本構想(案)修正事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年6月法律第60号)」の概要について、下記のとおり基本構想(案)に追記いたします。</li> </ul> <p>【基本構想案P56に挿入】</p> <p>●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3(2021)年6月法律第60号)</p> <p>海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性の高まりから、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じるものである。</p> <p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計</li> <li>ワンウェイプラスチックの使用の合理化</li> <li>プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等</li> </ul> <p>・ プラスチック類の最終的な処理方法については、国のプラスチック資源循環の動向を注視し、令和5年度着手予定の施設基本設計に向けて検討することとしており、ごみ種別の計画ごみ量や施設の処理能力等を適切に見込み、適正処理に努めてまいります。</p>
---	---

(6) 施設整備概要について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>里地里山を謳う今後の南部町のごみ行政の在り方としては、住民と協力し、排出抑制、再利用、再生利用に重点を置きながら、現状の焼却施設の延命化を図り、次期のごみ処理施設の規模を考えるのが適切だと思う。</li> <li>現在広域で行っている資源ごみの中間処理や今後の最終処分場の設置・規模については、今後の各自治体のごみ処理計画を反映させながら、検討していくのが良いと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和14年度稼働目標のごみ処理施設は、次の3施設ですが、処理の効率化や経済性の観点から、可燃ごみ及び不燃ごみ処理施設は一体整備を目指し、最終処分場も同一敷地又は近隣での設置を目指すこととしています。なお、具体的な整備内容は、引き続き構成市町村と協議しながら、令和5年度着手予定の施設基本設計において、あらためて検討することとしています。</li> </ul>

・ 施設整備においては、設置場所の決定が特に困難であり、可燃ごみ処理施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設として、発電設備、熱供給設備の利活用をどの分野に供給するかにより方向性の材料となる。例えば、工業団地での電気、熱利用、農業ハウスでの熱利用、スポーツ施設での熱利用などにより、候補地が見えてくると考える。また、施設の安全性と合わせて、地域の防災拠点として活用を図ることにより、地域住民の理解を得ることにもつながると思う。

・ 新しい処理施設は技術革新などの観点からも必要であると思う。但し、何処に建設するにしても景観に配慮され、学習施設など市民や町民が利用しやすく、立ち寄りやすい施設の検討をお願いする。早期実現に向け、スピーディな対応をお願いする。

・ 中継所について、個々の市町村の実情に合わせた検討結果の記載があり、わかりやすい。運営上有効な方法、利用する住民の労力負担が低減される方向で検討してほしい。

・ 統合施設となると、その施設への収集車両の集中が予想される。施設周辺の道路の整備、交通安全の確保もよろしくお願ひしたい。

・ 西部圏域のごみ処理施設の集約は、コスト削減につながると思うので喜ばしいが、気になるのは、施設周辺の環境悪化（ごみの散乱や悪臭など）です。設置した地域の風評被害も気になります。熱利用について

#### 可燃ごみ処理施設

施設規模 230～250 t /日の 24 時間連続運転式の施設とし、焼却処理による余熱を有効利用することとしています。本施設の防災減災対策として、耐震力の確保や停電時の起動を可能にする非常用発電機の設置、災害ごみの適正処理能力を備えた施設を想定しています。

#### 不燃ごみ処理施設

施設規模 40～43 t /日の 5 時間運転施設とし、不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別・保管、資源ごみの選別・保管等を行う施設で、付帯機能として、研修施設（体験学習施設）や展示施設を想定しています。

#### 最終処分場

施設規模 4.3 万～21.7 万 m<sup>3</sup>、オープン型又はクローズド型（覆蓋付き）施設とし、埋立対象物や設置場所の状況によって、水処理機能や処理水の放流方法を検討するとともに、付帯機能としてビオトープ等環境保全施設の整備を検討します。

・ 新施設は、生活環境や公衆衛生の向上という観点にとどまらず、地震や水害に強く、災害時の電力供給や防災施設（避難所）等の役割を備え、また、地域のエネルギーセンターとしての機能や、環境教育・環境学習の場としての機能を有する地域に多面的な新しい価値をもたらす施設とし、過去のごみ処理施設のイメージを刷新した先進的な施設を整備することとしています。

・ 既存施設の延命化について、全国のごみ処理施設の稼働期間は、一般的に 20 年から 30 年程度であり、それ以上の運転は、安定稼働上のリスクがあります。本圏域の施設の稼働期間は、新施設が稼働する令和 14 年度には、30 年から 42 年となることから、いずれの施設も更新が必要な時期を迎えています。

・ 中継施設については、1 施設集約ケース（仮定として米子市役所へ運搬する場合）の直送方式と中継方式の収集運搬コストの比較を行った結果、全市町村とも中継方式より直送方式が安価となりました。中継施設を設置しない場合は、地域の実情に応じて、中継方法や搬入支援等を検討することとしています。

・ 施設周辺の道路整備、交通安全の確保及び騒音、振動、臭気などの対策については、令和 5 年度着手予定の施設基本設計において、立地場所に応じた適切な対策を講じるとともに、あわせて実施する環境影響評価において、新施設が環境に与える影響を把握し、施設整備に向け、適切に対応していくこととします。

は、ビニールハウスの暖房に使えたらいいと思う。

- 基本構想案 P81 に記載のある災害廃棄物に対する国の方針の記述中「廃棄物処理施設整備計画(平成 20 年 3 月 25 日閣議決定)」について、平成 30 年 6 月 19 日にも同様の事項が閣議決定されており、直近のものに修正した方が良い。

●基本構想(案)修正事項

- 基本構想(案)P81 に記載のある「災害廃棄物に対する国の方針」の記述について、直近の規定内容に修正します。

【基本構想案 P81 修正】

※災害廃棄物に対する国の方針

国においては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号。改正 平成 28 年 1 月 21 日 環境省告示第 7 号)」において、災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用に関し、『地方公共団体の有する廃棄物処理施設について、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内での処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組の視点、さらには地域ブロック単位及び地域ブロック間における地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点も踏まえた整備に努めるものとする。』としている。

加えて、「廃棄物処理施設整備計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)」において、災害対策の強化として、『大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持する等、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。』としている。

- 5 つの方式の比較が長短詳細に記載があり、有難い。ごみ量、ごみ質の変化に対応できる、管理上、大きなリスクが少ないものを選択してほしい。
- 不燃ごみ処理施設について、可燃性・不燃性の粗大ごみを一元的に処理できれば、非常に便利になります。可燃ごみ・不燃ごみ処理施設の一体整備の利点だと思います。

- 可燃ごみの処理方式については、本圏域のごみの組成や処理対象物等を踏まえ、令和 5 年度着手予定の施設基本設計において選定してまいります。
- 可燃性・不燃性の粗大ごみや、これらの複合粗大ごみの処理については、住民等の利便性向上に向け、施設の一体的整備による一元的な広域処理を検討することとしています。

(7) 余熱利用(発電を含む)について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>世界中の国々で、いかにして CO<sub>2</sub> を削減するか問題になっているときに、ごみ発電の構想は中止してください。</li> <li>一番問題なのは、高効率のごみ発電に前のめりなこと。カーボンゼロが国際的な責務となっている。構想ではこれまで埋立てていた硬質プラスチックを大量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想(案)においては、ごみの減量化を推進するための 3R(ごみの排出抑制、再使用、再生利用)の取組を十分に行ったうえで、再使用・再生利用をすることができないものについて、熱回収(焼却による余熱利用)を行うこととしています。</li> <li>国の廃棄物処理施設整備計画においては、気候変動</li> </ul>

<p>に燃やす計画である。プラスチック資源循環促進法が可決し、小泉環境相は「熱回収を最小化する。排出抑制を図る」と答弁し、ごみ発電の拡大は、これと逆行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料発電と、ごみ焼却炉の発電のCO<sub>2</sub>排出量の比較の根拠が分からない。</li> <li>小泉環境相が「熱回収をリサイクルと呼ばない」と発言したことや交付金見直しが報じられており、政府がごみ発電（熱回収）から資源化・再商品化へと方針を変えようとしているのは明白。ごみ発電への交付金がない場合の経済性を試算する必要がある。また、ごみ発電と資源化・再商品化とで環境負荷評価（LCA）を行い、負荷ができるだけ少ない方法を選択すべきです。</li> <li>今後、高齢化が進み、若者の税負担が増えていくことが考えられるため、廃棄物処理施設の発電などにより、税金を減らすことを考えていただきたい。また、最終処分場敷地を利用した風力発電を検討してはどうか。</li> <li>現在の米子市クリーンセンターに集められたごみは発電事業の燃料になっており、ごみ焼却による熱利用について積極推進すべきである。</li> </ul>	<p>対策として、廃棄物エネルギーの効率的な回収が規定されており、廃棄物の焼却に伴う余熱利用（熱供給、売電等）は、火力発電施設での二酸化炭素排出量の削減が期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進交付金制度の見直しについては、現段階において、その有無を含め、国の動向は公表されておりませんが、施設整備に当たっては、構成市町村の財政負担を軽減するため、当該交付金制度を活用することとしており、今後、国の動向を注視しながら、適正に対応することとします。</li> <li>余熱利用については、余熱の場内利用や売電収入により、施設の維持管理費が削減できると考えています。また、脱炭素社会づくりを目指した取組として、敷地や屋根を利用した再生可能エネルギー発電等についても、令和5年度着手予定の施設基本設計において、検討することとします。</li> </ul>
---	--

(8) 建設・処理費用等の負担について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>大型処理施設は、造るにも予算が高額になり、その後のメンテナンスや壊すのも高額の費用が掛かり、相当な負担になることも忘れてはいけません。新たな施設の建設による住民負担の問題も心配です。</li> <li>広域処理を行うことが効率の良い処理が行えることは理解できるが、今後の人口減に対して広範囲過ぎる広域処理は、施設の建設・管理コストが将来に渡って高くなると考えます。民間の施設の活用策が考慮されておらず、建て替えありきの構想に、将来への負の遺産化リスクが高いと感じる。民間施設の活用を含め考えるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設費、維持管理費及び収集運搬費については、将来のごみ処理量の推計等を基に、適切な施設規模を定めるとともに、出来る限り効率的な運営等を行うことにより、コスト削減を図ることとします。</li> <li>施設の建設や運営に係る事業方式についても、民間の技術やノウハウを活用し効率的・経済的に運営を行うDBO方式等、可能な限り民間事業者の活用を行うことにより、効率化とコスト削減を図ることとしています。</li> </ul>

(9) 事業系ごみの減量化について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>日吉津村はごみ資源化量が多く、事業者の努力の跡が見えるが、資源化量を除く一人一日当たりのごみ量は多く、事業系ごみの影響があるのではないかと思います。事業者にとって環境問題への寄与は、企業イメージの向上のため欠かすことのできない要素であり、高い目標への協力は事業者への利益にもつながるのではないのでしょうか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事業系ごみの減量化については、西部圏域の事業系ごみの中で最も排出量の多い事業系可燃ごみの削減及び再資源化に取り組む必要があります。事業系ごみの削減の推進にあたっては、事業者のご理解・ご協力が必要であることから、構成市町村と連携して、減量化・リサイクルの取組について、事業者に啓発を行っていきたく考えています。</li></ul>

(10) 広域化施設建設用地選定方針について

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>本来なら適正な用地を調査し、ある程度の適正な用地の候補地を選定してから土地の交渉をするのが本来だと思うがどうか。</li><li>基本構想(案)概要版P7の広域化設備スケジュールを見ると、基本構想策定後に用地選定・用地取得が行われるという事だが、土地の目途すら立っていない状況から構想を練るといのは、計画の順序が逆なのではないか。土地の策定状況が固まってから更に構想を広げるなど、スケジュールの見直しを強く要望します。</li><li>廃棄物処理施設の必要性は理解しているが、建設地が決まらないことをよく耳にする。施設の悪いイメージを払拭させることが必要と感じるが、その地域に対しての様々なメリットにより、住みたいと思わせる戦略が必要と考える。(メリットとして、減税、発電による電気の格安供給、都会の方や若い世代が移住しやすいまちづくりなど)</li><li>用地選定で、米子市が一番いいというなら早くその候補地をオープンに公表した方が地域住民の理解を得られると思う。クローズドにすると住民の不信感が大きくなる。ぜひ住民との対話の場を必要以上に作り、住民参加型のモデルケースを作って欲しい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>新たな施設整備に当たっては、まずは将来の人口やごみ量を推計し、整備方針や施設規模、施設整備概要等を定める必要があることから、それらをまとめた基本構想の策定が必要となり、この基本構想を策定したのちに、施設の規模や特性に応じて用地の選定作業を進めることとなります。</li><li>近年のごみ処理施設は、技術の進歩により、過去のごみ処理施設のイメージが払しょくされ、市街地や市街地近郊で整備される施設が増えています。また、地域の環境学習や防災の拠点としても活用されるなど、地域に新たな価値を創出する機能を備えた施設として整備される事例が増加しており、本組合としても、新たな機能を備えた施設整備は重要と考えています。</li><li>用地選定においては、住民のご理解・ご協力が不可欠であることから、構成市町村と連携して、丁寧な説明に努めてまいります。</li></ul>

(11) その他

ご意見の概要	ご意見に対する組合の考え方
<p>[1 施設の管理方法について]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>安全や経営など施設運営の全ての面に、住民が目を光らせておく必要があるため、条例で住民の立入調査権もしくは住民の管理運営権を定めておくべき。</li></ul> <p>[2 パブリックコメントについて]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>パブリックコメントの募集について、この告知方法は、ホームページ掲載の他、何かしらののでしょうか。</li></ul> <p>[3 基本構想(案)の住民説明について]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ごみ収集は、住民にとってとても身近な問題であるため、各市町村、地域で説明会を開いてください。パブコメの募集期間は、説明会がすむまで延期してください。</li><li>貴管理組合が、責任をもって市民に説明し、疑問に答える必要があると思われるが、そうした取組は全く十分とは言えない。</li><li>多数の住民に説明もないまま広域処理を進めるのは、住民自治とは言えないのではないか。</li><li>鳥取県西部広域行政管理組合あるいは圏域の各市町村で、住民説明会を求める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の管理については、DBO 方式あるいは長期包括的運営委託方式を基本に検討することになりますが、いずれの場合であっても、ごみ処理量や排ガス測定値等のごみ処理情報の積極的な公開に努めてまいりたい。</li><li>本件のパブリックコメントの周知に当たっては、西部圏域 9 市町村のホームページ及び広報紙への掲載、ケーブルテレビや構成市町村が運営する SNS の活用並びに報道機関への情報提供等により、圏域住民への周知を行ったところです。</li><li>基本構想(案)は、住民の代表である構成市町村議員の議員で構成されている本組合議会において説明し、ご意見をいただきながら策定し、策定した当該構想案については、パブリックコメントを通じて、ホームページや西部圏域 9 市町村の公民館や図書館等圏域内 53 か所で閲覧をいただいたところです。また、住民団体等から依頼のあった勉強会・説明会への職員の派遣や資料提供を通じて、基本構想(案)を説明し、多くのご意見をいただきました。引き続き、丁寧な説明、住民理解の促進に努めてまいります。</li></ul>

